

2月は「職場における健康診断推進運動」実施期間

スローガン

受けてますか 健康診断 続けてますか 健康習慣



趣旨

「職場における健康診断推進運動」は、平成元年

年に第1回が実施されて以来、本年で21回目となります。

第21回「職場における健康診断推進運動」実施要綱

職場における健康診断

推進運動は、単に疾病を早期に発見するだけでなく、現在の健康状態を的確に把握し、その結果に基づいた適正配置、健康管理、作業環境管理等の事後措置を実施し、働く人々が心身両面において健やかな職業生活を送ることに資するものでなければなりません。

また、平成20年度から特定検診・特定保健指導が始まり、働く人とその

2月1日から21回目となる「職場における健康診断推進運動」が、「中小企業における健康診断の実施促進」を重点として、上記スローガンにより展開されます。

事業場におかれましては、左記の第21回実施要綱に留意の上、次の取組みをよろしくお願いしま

す。
①1年以内ごとに定期健康診断を実施し、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく適切な事後措置を実施する。

②健康診断の結果、有所見となつた者について産業医等から意見を聴取して個人票に記載し、健

康診断結果報告書を所轄労働基準監督署へ提出する。

③定期健康診断結果報告（労働者数50人以上の場合は、有害な作業に対する特種健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署へ提出する）。

④労働者50人未満の事業場は、健康診断の事後措置に関して地域産業保

愛知労働局からの要請事項

康の保持に努める必要があると認められる場合に、は産業医等による保健指導を行う。

健センターを活用する。

⑤健診項目のうち、イ、

血圧検査、ロ、血中脂質

検査、ハ、血糖検査、ニ、

BMI（肥満度）の測定

のすべてについて、「異常所見」があると診断された場合に、二次健康診断と特定保健指導に関する給付（二次健康診断等給付）を受けることができる。労働者に対することを、労働者に対し周知する。

家族の生活習慣病の予防とその早期対応が重要となっています。

厚生労働省の平成19年度労働者健康状況調査結果によると、常用者の健康診断受診率は、5,000名以上の事業所で93.3%、1,000～2,999名の事業所で84.9%、99名の事業所で81.8%と、事業所規模が小さくなるにつれて受診率が低下しています。

以上のことから、「職場における健康診断」の適正な実施と働く人々の

健やかな職業生活を図るために、平成21年度においては、中小企業における健康診断の実施促進を重点に「職場における健康診断推進運動」を全国的に展開し、労働衛生水準の向上に寄与することを目的とします。

実施期間

平成22年2月1日から
2月末日まで

平成21年度の重点

中小企業における健康

診断の実施促進
スローガン
**「受けますか 健康
診断 続けてますか 健康習慣」**
主催
中央労働災害防止協会
社団法人 全国労働衛生団体連合会
公務員安全衛生推進協会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
保険労務士会連合会
団法人日本作業環境測定協会
安全衛生コンサルタント
厚生労働省

厚生労働大臣最優良賞
②均等推進企業部門
厚生労働大臣優良賞、
都道府県労働局長奨励賞
③ファミリー・フレンドリー企業部門
厚生労働大臣優良賞、
都道府県労働局長優良賞、
都道府県労働局長奨励賞

合会 日本商工会議所
全国中小企業団体中央会
独立行政法人労働者健康福祉機構
財団法人地方公務員安全衛生推進協会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
保険労務士会連合会
団法人日本作業環境測定協会
安全衛生コンサルタント
厚生労働省ホームページ
（http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html）

クシミリ又は郵送にて、
愛知県内に本社を置く企業は、愛知労働局雇用均等室（〒460-1000）に応募する。
厚生労働省ホームページ
（http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html）

月予定

◎ 公募についての詳
細、様式ダウンロードは
こちらから
お問い合わせは愛知労
働局雇用均等室まで。
お問い合わせは愛知労
働局雇用均等室まで。

主催
中央労働災害防止協会
社団法人 全国労働衛生団体連合会
公務員安全衛生推進協会
社団法人 全国労働基準関係団体連合会
保険労務士会連合会
団法人日本作業環境測定協会
安全衛生コンサルタント
厚生労働省ホームページ
（http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html）

表彰時期 平成22年10月
573）に応募する。

クシミリ又は郵送にて、
愛知県内に本社を置く企業は、愛知労働局雇用均等室（〒460-1000）に応募する。
厚生労働省ホームページ
（http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/kintou/ryouritsu.html）

月予定

◎ 公募についての詳
細、様式ダウンロードは
こちらから
お問い合わせは愛知労
働局雇用均等室まで。
お問い合わせは愛知労
働局雇用均等室まで。

「均等・両立推進企業候補企業の公募について

愛知労働局雇用均等室

「均等・両立推進企業表彰」

表彰し、これを広く国民に周知することにより、職場環境の整備の促進に資するために実施するものです。

表彰の種類
①均等・両立推進企業
「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を

応募方法 専用の応募用紙に記入のうえ、ファ

年1月1日から3月31日まで

表彰
表彰の種類
①均等・両立推進企業
「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」又は「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範ともいべき取組を推進している企業を